

「フェスタマーケットプレイス」における 大規模小売店舗立地法に基づく 変更の届出についてのお知らせ

このたび株式会社かわねやは、大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出を、令和7年12月17日、茨城県に対して行いました。

つきましては、同法施行規則第11条第2項に基づき、当該届出等の要旨を掲示します。

大規模小売店舗の名称	フェスタマーケットプレイス	
大規模小売店舗の所在地	茨城県常陸太田市金井町字江向 2918 外	
大規模小売店舗の設置者	株式会社かわねや	
変更しようとする事項	変更前	変更後
①駐車場の位置	2箇所 位置は建物配置図（変更前）参照	3箇所 位置は建物配置図（変更後）参照
②駐輪場の位置	1箇所 位置は建物配置図（変更前）参照	3箇所 位置は建物配置図（変更後）参照
③荷さばき施設の位置	2箇所 位置は建物配置図（変更前）参照	3箇所 位置は建物配置図（変更後）参照
④廃棄物保管施設の位置	3箇所 位置は建物配置図（変更前）参照	4箇所 位置は建物配置図（変更後）参照
⑤大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	①株式会社かわねや ほか5者 午前8時～午前0時	①株式会社かわねや ほか5者 午前8時～午前0時 ②株式会社シャトレゼ 午前9時～午後9時
⑥来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場(1) 午前7時45分～午前0時15分 (一部午後9時00分) 駐車場(2) 午前7時45分～午後9時00分	駐車場(1) 午前7時45分～午前0時15分 (一部午後9時00分) 駐車場(2) 午前7時45分～午前0時15分 駐車場(3) 午前7時45分～午後9時00分
⑦荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設(1) 午前4時～午後9時 荷さばき施設(2) 午前4時～午後9時	荷さばき施設(1) A 午前4時～午後9時 荷さばき施設(1) B 午前4時～午後9時 荷さばき施設(2) 午前6時～午前7時30分
変更する年月日	上記①②③④ 令和8年8月18日（予定） 上記⑤⑥⑦ 令和7年12月18日	
変更する理由	テナント新規出店に伴い施設の配置及び運営方法を変更するため	

お問い合わせ先

株式会社かわねや 管理部 磯崎

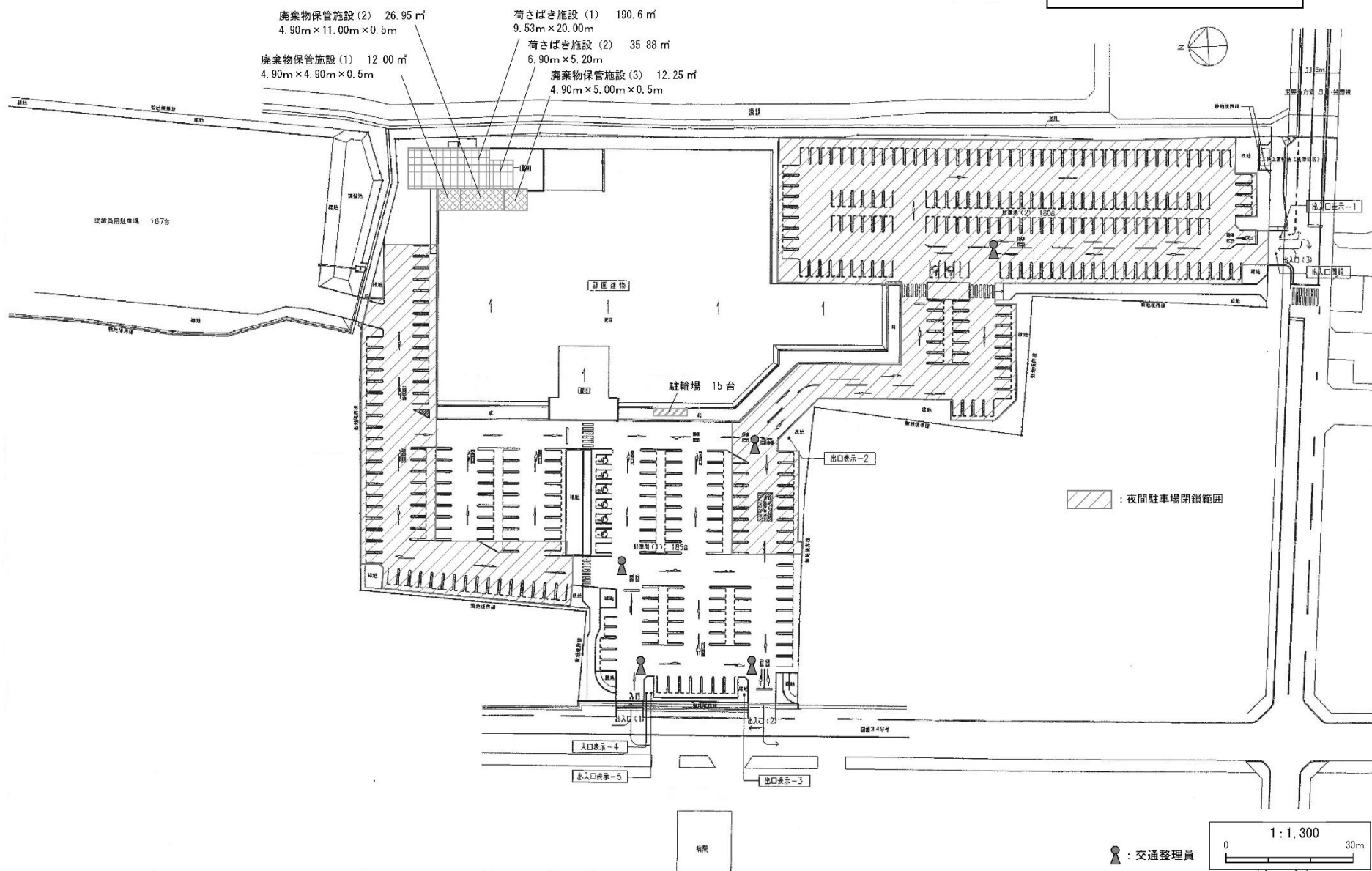
茨城県常陸太田市木崎二町 874

電話番号 0294-72-1141

※大規模小売店舗立地法については茨城県 HP（以下 URL）をご参照下さい。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/shogyo/daiten/jumin.html>（「茨城県 大店立地法」で検索）

変更前



変更後

